

○ 議案第122号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

※ 当市人権擁護委員であります南外地域の伊藤忠志氏の任期が来る平成28年3月31日をもって満了することから、その後候補者の推薦について秋田地方法務局から依頼がありましたので、同氏を再推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

伊 藤 忠 志 大仙市南外字悪戸野57番地7
(再推薦) 昭和20年2月23日生(満70歳)

○ 議案第123号 大仙市税条例等の一部を改正する条例の制定について

※ 地方税法施行規則等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、大仙市税条例等の一部を改正する条例(平成27年大仙市条例第22号)の所要の改正を行うほか、温泉施設の負担軽減を目的に実施している入湯税の税率の低減措置について、入湯者数が減少傾向であることから、措置期間を1年延長するものであります。

1 大仙市税条例等の一部を改正する条例の一部改正 【第1条の規定】

省令改正に伴う所要の条文整理を行うもの(第2条、第36条の2、第63条の2、第89条、第139条の3、第149条関係) ※ 税制内容を変更するものではありません。

2 大仙市税条例の一部改正 【第2条の規定】

① 入湯税の税率の低減 日帰り入浴 150円 → 50円(△100円)
(宿泊の場合は、150円(現行と同額))

② 措置期間 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで(1年延長)

3 施行期日

① 第1条の規定 公布の日

② 第2条の規定 平成28年4月1日

○ 議案第124号 大仙市行政不服審査法に基づく手数料条例の制定について

※ 改正行政不服審査法(平成26年法律第68号)に基づく新たな行政不服審査制度が施行されることに伴い、同法の規定により、審査請求人が審理の際に処分庁(執行機関)から審理員に提出された書類の写し等の交付を求める際の交付手数料及び当該手数料の減免に関する事項を条例規定するものであります。

1 趣旨(第1条関係)

2 定義(第2条関係)

3 手数料の額(第3条関係)

① 提出書類等の交付手数料 用紙1枚につき10円(カラー20円)

② 納付時期 提出書類等の交付を受ける際

4 手数料の減免（第4条関係）

- ① 審理員（原処分に関与していない指定職員）は、審査請求人等が経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。
- ② 手数料の減免を受けようとする審査請求人等は、提出書類等の交付を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を審理員に提出しなければならない。
- ③ 審査請求人等が生活保護法に基づく保護を受けている場合にあつては当該保護を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあつては当該事実を証明する書面を、それぞれ添付しなければならない。

5 委任（第5条関係）

6 施行期日 改正行政不服審査法の施行の日（平成28年4月1日予定）

【改正行政不服審査法の概要】

- ① 不服申立ての類型を審査請求に一元化（改正前は異議申立て又は審査請求）
- ② 審査請求期間の延長 60日以内 → 3月以内
- ③ 第三者機関（行政不服審査会等）への諮問手続の導入
- ④ 審理員（原処分に関与していない指定職員）による審理制度の導入

○ **議案第125号 行政不服審査法の全部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について**

※ 改正行政不服審査法に基づく新たな行政不服審査制度が施行されることに伴い、同法の規定等を引用している条例において、所要の改正を行うものであります。

1 改正条例

- ① 大仙市行政手続条例（平成17年大仙市条例第11号）【第1条の規定】
- ② 大仙市情報公開条例（平成17年大仙市条例第18号）【第2条の規定】
- ③ 大仙市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成17年大仙市条例第19号）【第3条の規定】
- ④ 大仙市個人情報保護条例（平成17年大仙市条例第20号）【第4条の規定】
- ⑤ 大仙市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年大仙市条例第54号）【第5条の規定】
- ⑥ 大仙市固定資産評価審査委員会条例（平成17年大仙市条例第89号）【第6条の規定】

2 改正内容

- ① 上記の条例において「異議申立て」や「不服申立て」の文言を「審査請求」に改めるなどの所要の文言整理を行う。
- ② 固定資産評価審査委員会条例において、提出書類等の交付に係る手数料（1枚につき10円（カラー20円））及び減免に関する規定を整備する。

3 施行期日 改正行政不服審査法の施行の日（平成28年4月1日予定）

○ 議案第126号 大仙市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について

※ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）第9条第2項の規定に基づき、個人番号（マイナンバー）を利用する事務を条例規定するものであります。

- 1 趣旨（第1条関係）
- 2 定義（第2条関係）
- 3 市の責務（第3条関係）
- 4 個人番号の利用事務（第4条、別表関係関係）

個人番号の利用事務	取り扱う特定個人情報
①療育の給付に関する事務	地方税関係情報
②障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務	身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳に関する情報
	地方税関係情報
③助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務	地方税関係情報
	生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報
	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報
④予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務	国民健康保険法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は同法による保険料の徴収に関する情報
	特別児童扶養手当等の支給に関する法律その他の法律による障害を有する者に対する手当の支給に関する情報
	生活保護関係情報
	身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳に関する情報
⑤障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務	身体障害者手帳に関する情報
	生活保護関係情報
	地方税関係情報
	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報
⑥保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務	身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳に関する情報
	地方税関係情報
⑦地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査に関する事務	身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳に関する情報
	生活保護関係情報

	高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する情報
⑧国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務	地方税関係情報
	国民健康保険法第56条第1項に規定する他の法令による給付の支給に関する情報
	生活保護関係情報
	身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳に関する情報
⑨障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務	生活保護関係情報
	地方税関係情報
	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報
⑩児童扶養手当の支給に関する事務	生活保護関係情報
	地方税関係情報
⑪老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務	身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳に関する情報
	生活保護関係情報
	地方税関係情報
	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報
⑫配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務	生活保護関係情報
	地方税関係情報
	児童扶養手当関係情報
⑬母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務	生活保護関係情報
	地方税関係情報
	児童扶養手当関係情報
⑭特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務	地方税関係情報
	身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳に関する情報
⑮障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務	身体障害者手帳に関する情報
⑯母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費に関する情報
	予防接種法による予防接種の実施に関する情報
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療費に関する情報
	地方税関係情報
⑰児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報
⑱後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務	身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳に関する情報
	生活保護関係情報

	地方税関係情報
	国民健康保険法による国民健康保険の被保険者の資格に関する情報
	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報
⑱中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務	身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳に関する情報
	地方税関係情報
⑳介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務	生活保護関係情報
	国民健康保険法による国民健康保険の被保険者の資格に関する情報
	高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する情報
	地方税関係情報
㉑健康増進事業の実施に関する事務	生活保護関係情報
	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報
	地方税関係情報
	身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳に関する情報
㉒障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務	身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳に関する情報
	生活保護関係情報
	地方税関係情報
	国民健康保険法による国民健康保険の被保険者の資格に関する情報
	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報
	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害時福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報
	高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する情報
	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第7条に規定する他の法令により行われる給付の支給に関する情報
㉓子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務	地方税関係情報
	身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳に関する情報
	生活保護関係情報

5 委任（第5条関係）

6 施行期日 マイナンバー法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（平成28年1月1日）

○ 議案第127号 字の区域の変更について

※ 土地改良法に基づく神岡地域西部地区の農地集積加速化基盤整備事業の施行に伴い、同地区の字の区域を変更する必要があり、秋田県知事から依頼がありましたので、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

1 経緯

平成19年4月 事業採択
平成20年5月 面工事着工
平成24年3月 面工事完了
平成27年8月 字界変更事前協議

2 事業主体 秋田県

3 換地処分 平成29年1月（予定）

4 工事概要

事業量 区画整理工221.9ha
事業費 33億2,220万円（見込み）
負担割合（採択時） 国50% 県30.0% 市10% 受益者10%
（現在） 国55% 県27.5% 市10% 受益者7.5% ※H21制度変更

○ 議案第128号 大仙市総合公園野球場等の指定管理者の指定について

※ 大仙市総合公園野球場等の指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

1 公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
大仙市総合公園野球場	大仙市内小友字中沢頭地内
大仙市総合公園テニスコート	大仙市内小友字中沢頭地内
大曲ファミリースキー場	大仙市内小友字中沢地内
大曲ファミリーキャンプ場	大仙市大曲西根字仁応治65番地の2

2 指定管理者となる団体の名称及び所在地

株式会社大曲スポーツセンター
大仙市花館柳町1番1号

3 指定の期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

○ 議案第129号 大仙市サン・スポーツランド協和等の指定管理者の指定について

※ 大仙市サン・スポーツランド協和等の指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

1 公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
大仙市サン・スポーツランド協和	大仙市協和船岡字大袋1番地1、2番地2
大仙市サン・スポーツランド協和野球場	大仙市協和船岡字大袋2番地2
大仙市サン・スポーツランド協和体育館	大仙市協和船岡字大袋2番地2
大仙市協和多目的交流施設	大仙市協和船岡字大袋2番地2

2 指定管理者となる団体の名称及び所在地

株式会社協和振興開発公社
大仙市協和船岡字庄内214番地

3 指定の期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

○ 議案第130号 協和スキー場等の指定管理者の指定について

※ 協和スキー場等の指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

1 公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
協和スキー場	大仙市協和荒川字五枚平地内ほか
大仙市協和林業休養センター美山荘	大仙市協和船岡字上庄内
大仙市協和林間球技場	大仙市協和船岡字庄内前田表
大仙市協和休養センター	大仙市協和船岡字上庄内230番地

2 指定管理者となる団体の名称及び所在地

株式会社協和振興開発公社
大仙市協和船岡字庄内214番地

3 指定の期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで